

議案第131号

中原区内都市計画道路荻宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事
請負契約の変更について

中原区内都市計画道路荻宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事請負契約（令和2年6月18日議決、令和3年3月23日市長の専決処分にて契約金額の変更、令和4年10月13日市長の専決処分にて契約金額の変更、令和5年6月30日市長の専決処分にて契約金額の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和5年9月4日提出

川崎市長 福田紀彦

4の契約金額「2,667,475,800円」を「3,103,283,700円」に変更する。

参考資料

- 1 中原区内都市計画道路荏宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事請負契約の締結について（令和2年6月1日提出、令和2年6月18日議決）

1	工 事 名	中原区内都市計画道路荏宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事
2	工 事 場 所	川崎市中原区木月住吉町地内
3	契約の方法	一般競争入札
4	契約金額	2,456,300,000円
5	完成期限	令和6年3月31日
6	契約の相手方	横浜市神奈川区金港町7番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和3年3月23日専決処分、令和3年5月31日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前契約金額	2,456,300,000円
変更後契約金額	2,464,394,900円

- 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和4年10月13日専決処分、令和4年11月28日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 2,464,394,900円

変更後契約金額 2,664,594,900円

- 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和5年6月30日専決処分、令和5年9月4日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 2,664,594,900円

変更後契約金額 2,667,475,800円

5 変更理由

交通管理者協議等により、安全対策として交差点改良工事の範囲が拡大したことや掘削の進捗に伴い、当初に想定していた以上の地下水量が確認され、防水等の対策として工法変更や数量変更が生じたため、契約変更を行うものである。